

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

DECEMBER 14TH 2016

■ WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

- 「外商投資産業指導目録」改訂版の意見募集開始 ネガティブリスト 93 項目から 62 項目に削減
- 11 月貿易統計 輸出は前年同月比+0.1% 輸入は同+6.7%
- 20 地域が 2016 年賃上げガイドラインを発表 引上げ幅は鈍化

【経 済】

- 11 月の CPI 前年同月比+2.3% 前月比 0.2 ポイント上昇

【金融・為替】

- 11 月の外貨準備高 前月比 691 億米ドル減

■ RMB REVIEW

- 重要イベントを睨みながらも下落リスクに警戒

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「国务院令の 2017 年一部祝祭日の手配に関する通知」
- 「財政部、国家税務総局の超豪華小型自動車に対する消費税加算徴収の関係事項に関する通知」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【貿易・投資】

◆「外商投資産業指導目録」改訂版の意見募集開始 ネガティブリスト 93 項目から 62 項目に削減

国家発展改革委員会、商務部は共同で 7 日、「外商投資産業指導目録」(以下「目録」)改訂版の意見募集稿を公表した。2017 年 1 月 6 日まで一般から意見を募集する。

現行の「目録」は外資企業の投資分野を奨励類、制限類、禁止類に分類し、具体的な産業名をリストにしたもので、1995 年の初回発表から直近の 2015 年 4 月まで 6 回の改訂が行われてきたが、対外開放を更に推進し、外資制度の透明性を向上させるため、今般の改訂を行うという。

今回の改訂では、以下のような特徴が挙げられる。

①ネガティブリストの一括表記: 現行のネガティブリスト^(注)は「目録」の制限類、禁止類のほか、奨励類の中で持分比率と経営幹部の条件について制限があるものとしているが、改訂後は、これらの項目が統合されて「目録」の中でネガティブリストとして表記される。

②ネガティブリストの項目削減: ネガティブリストの項目は、現行の 93 項目から 62 項目に削減される。これに伴い、一部の分野における外資投資規制が緩和される(下表をご参照)。

(注): 「国家発展改革委員会・商務部公告 2016 年第 22 号」(2016 年 10 月 8 日公布・施行)で、ネガティブリストの範囲が明確化された。

＜改訂前後の「目録」、「ネガティブリスト」の主な変更点＞

変更内容		改訂前	改訂後(意見募集稿)
「目録」と「ネガティブリスト」の構成		「目録」 ・奨励類 ・制限類 ・禁止類 「ネガティブリスト」(合計93項目) ・奨励類(19項目) ・制限類(38項目) ・禁止類(36項目)	「目録」 ・奨励類 ・ネガティブリスト(合計62項目) -制限類(35項目) -禁止類(27項目) ※改訂前の奨励類のネガティブリスト項目は、改訂後、ネガティブリストの制限類に分類されるか、或いはネガティブリストから除外される。
緩和分野	サービス業		
	道路旅客輸送業	・「目録」の制限類	・「目録」から削除
	外国船の積荷検査業	・「目録」の制限類(合弁・合作に限る)	・「目録」から削除
	信用調査・格付業	・「目録」の制限類	・「目録」から削除
	製造業		
	軌道交通設備	・「目録」の奨励類(合弁・合作に限る)	・「目録」から削除
	自動車用電子設備製造と研究開発(自動車電子バス型ネットワーク技術、電気パワーステアリング電子制御器)	・「目録」の奨励類(合弁に限る)	・合弁に限るとの条件削除
	新エネルギー車パワーバッテリー製造	・「目録」の奨励類(エネルギー密度 $\geq 110\text{Wh/Kg}$ 、循環寿命 $\geq 2,000$ 回、外資の出資比率は50%を下回る)	・「目録」から削除
	オートバイ	・「目録」の制限類(中国側持分比率50%以上、合弁子会社は2社以下(但し、中国側合弁パートナーと共同で国内のその他の自動車生産企業を買収する場合は2社の制限を受けない))	・「目録」から削除
	食用油脂加工	・「目録」の制限類(中国側がマジョリティ出資)	・「目録」から削除
	とうもろこしの高度加工	・「目録」の制限類	・「目録」から削除
	燃料用エタノール生産	・「目録」の制限類(中国側がマジョリティ出資)	・「目録」から削除
	採掘業		
	非在来型オイル・ガスの探査・開発	・「目録」の奨励類(合弁・合作に限る)	・「目録」から削除
	貴金属(金、銀、プラチナ)の探査・採掘	・「目録」の制限類	・「目録」から削除
	リチウム鉱の採掘・選鉱	・「目録」の制限類	・「目録」から削除

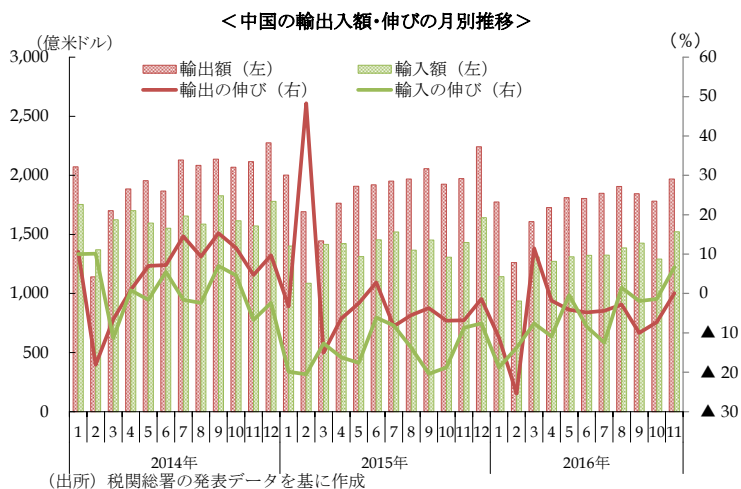
(出所)「外商投資産業指導目録」改訂版の意見募集稿(2016年12月7日発表)を基に作成

◆11月貿易統計 輸出は前年同月比+0.1% 輸入は同+6.7%

税関総署が8日に発表した貿易統計速報(米ドル建て)によると、11月の輸出入総額は前年同月比+2.9%(10月:同▲4.9%)の3,490.0億米ドル、うち、輸出が同+0.1%(10月:同▲7.3%)の1,968.1億米ドル、輸入が同+6.7%(10月:同▲1.4%)の1,522.0億米ドル、貿易収支は446.1億米ドルの黒字となった。

1-11月の累計では、輸出入総額が前年同期比▲6.9%(1-10月:同▲7.6%)の3兆3,192.4億米ドル、うち、輸出が同▲7.5%(1-10月:同▲7.7%)の1兆8,971.7億米ドル、輸入が同▲6.2%(1-10月:同▲7.5%)の1兆4,220.8億米ドル、貿易収支は4,750.9億米ドルの黒字となった。

なお、1-11月の対日貿易については、輸出が前年同期比▲4.6%(1-10月:同▲5.3%)、輸入が同+1.1%(1-10月:同▲0.5%)と、輸出は引き続き減少したものの、輸入はプラスに転じた。



＜国・地域別輸出入額と伸び率＞

(億米ドル)

国・地域	輸出入総額 (1-11月)	前年 同期比	輸出 (1-11月)	前年 同期比	輸入 (1-11月)	前年 同期比
米国	4,682.7	▲ 7.5%	3,491.6	▲ 6.6%	1,191.1	▲ 9.9%
香港	2,743.1	▲ 7.1%	2,582.1	▲ 9.3%	161.1	51.9%
日本	2,488.1	▲ 1.7%	1,180.6	▲ 4.6%	1,307.5	1.1%
韓国	2,267.2	▲ 9.4%	837.0	▲ 9.1%	1,430.2	▲ 9.5%
台湾	1,613.8	▲ 4.9%	364.0	▲ 11.1%	1,249.8	▲ 1.0%
ドイツ	1,374.9	▲ 3.3%	593.5	▲ 4.8%	781.4	▲ 2.1%
オーストラリア	968.6	▲ 6.9%	338.2	▲ 7.7%	630.4	▲ 6.5%
ベトナム	878.4	1.6%	548.8	▲ 7.3%	329.6	20.8%
マレーシア	768.9	▲ 12.7%	333.9	▲ 16.9%	435.1	▲ 9.2%
タイ	685.1	0.0%	338.7	▲ 2.9%	346.4	3.0%

(出所) 税関総署の公表データを基に作成

◆20地域が2016年賃上げガイドラインを発表 引上げ幅は鈍化

2016年12月までに、20地域の省・直轄市・自治区政府が2016年の企業賃上げガイドラインを発表した。20地域の基準ラインの平均賃上げ幅は8.1%で、2015年に賃上げガイドラインを発表した21地域の平均賃上げ幅の10.2%より2.1ポイント鈍化した。基準ラインの賃上げ幅は、いずれの地域も前年より鈍化し、特に寧夏回族自治区は最も大きく鈍化して前年より5%低下したものの、海南省は10.4%、貴州省は10.0%と10%台を維持した。

企業賃上げガイドラインとは、各地方政府の人力資源・社会保障部門が、経済成長、物価水準、失業率等を勘案し、企業に対して示す賃上げ指標で、基準・上限・下限の3ラインが提示される。ガイドラインは、法的強制力を持たないものの、企業は自社の業績・支払能力を踏まえて同ガイドラインを目安に賃金上昇率を調整するほか、労使交渉のベースともなる。

＜20地域の賃上げガイドラインの上昇率推移＞

上段: 基準ライン 中段: 上限ライン 下段: 下限ライン

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
北京市	11.5%	12.0%	12.0%	10.5%	9.0%	福建省	13.0%	13.0%	12.0%	10.0%	8.0%
	16.5%	16.5%	16.0%	16.0%	15.0%		18.0%	-	-	15.0%	12.0%
	4.5%	5.0%	4.5%	3.5%	4.0%		4.0%	3.5%	3.5%	2.0%	2.0%
天津市	16.0%	16.0%	13.0%	10.0%	9.0%	海南省	-	14.6%	13.0%	11.3%	10.4%
	22.0%	22.0%	22.0%	18.0%	16.0%		-	16.0%	14.4%	12.3%	11.3%
	7.0%	7.0%	4.0%	3.0%	3.0%		-	0.0%以下	0.0%以下	4.0%	3.5%
上海市	12.0%	12.0%	12.0%	10.0%	9.0%	山西省	15.0%	-	13.0%	10.0%	7.0%
	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	14.0%		22.0%	-	20.0%	18.0%	11.0%
	5.0%	5.0%	5.0%	4.0%	4.0%		4.0%	-	4.0%	4.0%	4.0%
山東省	15.0%	15.0%	12.0%	10.0%	8.0%	江西省	13.0%	13.0%	14.0%	12.0%	8.0%
	22.0%	22.0%	20.0%	18.0%	13.0%		18.0%	17.0%	-	-	-
	6.0%	6.0%	4.0%	4.0%	3.0%		6.0%	6.0%	6.0%	5.0%	3.0%
河北省	15.0%	-	14.0%	11.0%	8.0%	四川省	13.0%	14.0%	11.0%	11.0%	8.0%
	23.0%	-	22.0%	18.0%	13.0%		20.0%	20.0%	18.0%	17.0%	13.0%
	5.5%	-	6.0%	4.0%	3.0%		5.0%	7.0%	4.0%	4.0%	3.0%
陝西省	13.0%	-	13.0%	10.0%	7.0%	吉林省	15.0%	-	12.0%	8.0%	6.0%
	19.0%	-	17.0%	15.0%	11.0%		20.0%	-	16.0%	13.0%	11.0%
	5.0%	-	6.0%	5.0%	3.0%		7.0%	-	4.0%	3.0%	3.0%
青海省	-	10.0%	10.0%	9.0%	7.0%	新疆ウイグル自治区	16.0%	16.0%	15.0%	12.0%	8.0%
	-	17.0%	17.0%	16.0%	13.0%		20.0%	19.0%	18.0%	15.0%	10.5%
	-	5.0%	4.0%	4.0%	3.0%		6.0%	6.0%	5.0%	3.0%	3.0%
甘肅省	15.0%	17.0%	14.0%	11.0%	8.0%	内モンゴル自治区	14.0%	12.0%	11.0%	10.1%	8.5%
	19.0%	20.0%	18.0%	16.0%	14.0%		18.0%	17.0%	16.0%	14.5%	13.5%
	7.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%		4.0%	3.5%	3.5%	3.0%	3.0%
雲南省	13.0%	-	12.0%	10.0%	8.0%	広西チワン族自治区	13.0%	12.0%	11.0%	10.0%	8.0%
	20.0%	-	18.0%	17.0%	13.0%		22.0%	19.0%	18.0%	16.0%	12.0%
	4.0%	-	4.0%	3.0%	3.0%		-	0.0%	2.0%	3.0%	3.0%
貴州省	15.0%	-	12.0%	-	10.0%	寧夏回族自治区	14.0%	15.0%	13.0%	13.0%	8.0%
	20.0%	-	15.2%	-	15.0%		17.0%	19.0%	17.0%	17.0%	-
	3.0%	-	2.7%	-	4.0%		0.0%以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(出所) 各地方政府の発表を基に作成

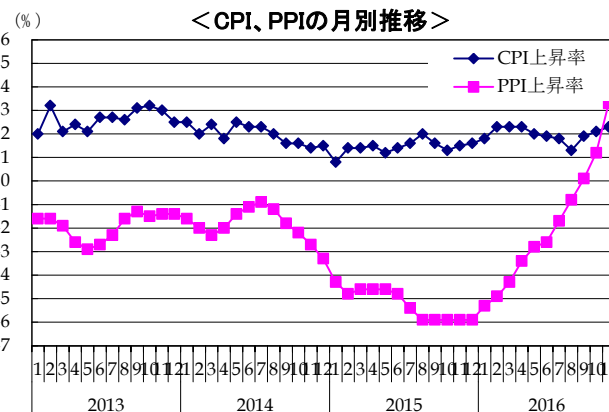
【経済】

◆11月のCPI 前年同月比+2.3% 前月比0.2ポイント上昇

国家統計局の9日の発表によると、11月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+2.3%、上昇幅は前月から0.2ポイント拡大し、3ヶ月連続の上昇となった。

品目別では、食品が同+4.0%、非食品が同+1.8%。食品のうち、野菜が全国的な寒波等の影響を受けて同+15.8%(前月:同+13.0%)と大きく上昇し、豚肉も同+5.6%(前月:同+4.8%)と前月より上昇した。一方、卵は同▲2.2%(前月:同▲2.4%)と引き続き下落したものの、下落幅は縮小した。

なお、11月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比+3.3%、伸び幅は前月比+2.1ポイントと3ヶ月連続で増加した。資源価格の上昇を受けて石炭が同+28.6%(前月:同+15.4%)、鉄鋼が同+22.2%(前月:同+13.1%)、非鉄金属が同+12.6%(前月:同+3.7%)、石油加工が同+9.0%(前月:同+3.6%)と大幅に上昇したことがPPIの上昇幅拡大の主因になったという。



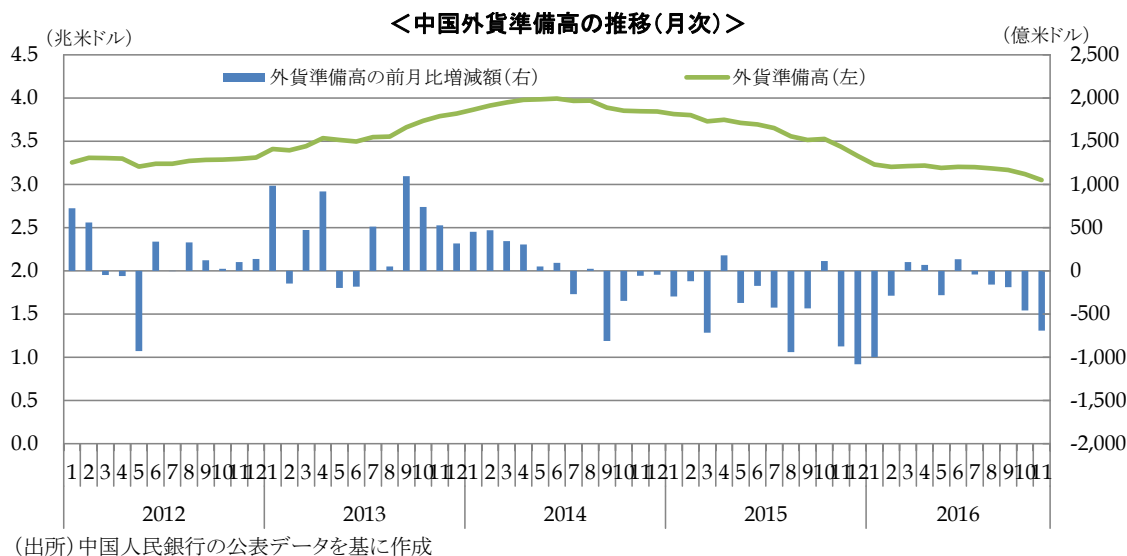
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【金融・為替】

◆11月の外貨準備高 前月比 691 億米ドル減

中国人民銀行の7日の発表によると、11月の外貨準備高は前月より691億米ドル減少して3兆516億米ドルと、今年1月以来の大幅な減少となり、5年8ヶ月ぶりの低水準を記録した。

人民銀行は減少要因として、①人民銀行による人民元買い・米ドル売りの為替介入、②米国債等の投資資産の価格下落、③米ドル独歩高による他通貨建て資産の米ドル換算額の減少を挙げた。



RMB REVIEW

◆重要イベントを睨みながらも下落リスクに警戒

週初(12/5～)6.88 台後半で寄り付いたオンショア人民元(CNY)は、①米大統領選後(トランプ氏勝利確定後)のドル高が一服する中、②中国当局による介入警戒感の高まりも相俟って反発。12/6 には、11/16 以来、約 3 週間ぶり高値 6.8627 を示現した。もっとも、同水準では上値も重く、続伸が阻まれると再び反落。12/9 には、安値となる 6.9014 を示現するなど、下値不安が高まった。一方、対円相場は、ドル円同様、週を通して方向感見せず。本稿執筆時点では、16.50 近辺で推移している。

約 8 年半ぶり安値(6.9270)を示現した先々週までの動きとは一変し、今週は人民元の買い戻しが先行した。一時はオンショアとオフショアの価格差が逆転(オンショア市場よりオフショア市場の人民元が高くなる状態)するなど、元安期待が俄かに後退した。こうした動きの背景には、以下 2 つの要因が考えられる。1 つ目は、当局による介入警戒感(元買い)の高まりだ。当局による為替介入は従来、オンショア(中国国内市場)での実施が中心であったが、最近では、オフショア(中国国外市場)での介入観測も散見される。今般、オフショア人民元金利が上昇したこと、本年1月や9月同様、オフショアでの大規模介入が意識され、これが人民元の先安観後退を促した。2 つ目の要因は、当局による資本規制強化を巡る思惑だろう。当局は 11 月後半にかけて、国内から国外への資本流出を抑制すべく、新たな資本規制強化策(口頭指導ベース)を発表したと見られている。監視体制を強化することで、資本流出を抑制したいとの当局の狙いが垣間見られる。

もっとも、こうした状態が長続きするとは考え難い。①介入姿勢の継続は、外貨準備の急減を招くことから、却って介入余力への不信感を増幅させ、投機筋による「元売り」仕掛けを招き易い。事実、12/7 に発表された外貨準備は、前月比▲691 億ドルと、約 5 年 8 ヶ月ぶり低水準まで落ち込んだ。②資本規制についても、人民元が既に SDR(IMF の特別引き出し権)構成通貨の一員となっている今、資本移動の「不自由化」は、IMF 加盟国による干渉や批判に繋がり易い。この為、介入を通じた人為的な相場形成も、人民元国際化を逆行させ得る資本規制の強化も、共に長期化させることは困難であり、足元の人民元反発局面は短命に終わると考えられる。

来週は、小売売上高や固定資産投資の統計発表など、中国側のイベントが多数予定されている。また、米国側でも、注目度の高い FOMC を控えるなど、重要イベントが目白押しだ。米国債利回りが上昇すれば、元が再び年初来安値を試す局面もあるだろう。当方では引き続き、下落リスクを警戒する。もっとも、心理的節目「7.00」付近では介入警戒感も燦ることから、下値余地も限られよう。来週は、6.88～6.93 の範囲内での推移を予想する。

(12月9日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2016.12.05	6.8870	6.8840～ 6.8905	6.8861	0.0043	6.0427	-0.0171	0.88814	0.0004	7.3240	-0.0196	2.3500	3355.88	-41.49
2016.12.06	6.8640	6.8627～ 6.8800	6.8762	-0.0099	6.0352	-0.0075	0.88688	-0.0013	7.4104	0.0864	2.3000	3349.96	-5.92
2016.12.07	6.8865	6.8810～ 6.8922	6.8850	0.0088	6.0307	-0.0045	0.88752	0.0006	7.3848	-0.0256	2.3800	3373.59	23.63
2016.12.08	6.8796	6.8765～ 6.8816	6.8799	-0.0051	6.0575	0.0268	0.88680	-0.0007	7.4232	0.0384	2.4000	3367.09	-6.50
2016.12.09	6.8985	6.8978～ 6.9050	6.9005	0.0206	6.0354	-0.0221	0.88995	0.0031	7.3280	-0.0952	2.5500	3384.29	17.20

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2016年11月下旬から12月上旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[行政法規] 【祝祭日】 ○「国務院弁公庁の2017年一部祝祭日の手配に関する通知」(国弁発明電[2016]17号、2016年12月1日発布・実施)	2017年の祝祭日に関する通知。 ■元旦:1月1日(日)(2日(月)は代休) 春節:1月27日(金)～2月2日(木)(1月22日(日)と2月4日(土)は通常通り) 清明節:4月2日(日)～4日(火)(1日(土)は通常通り) 労働節:5月1日(月)(4月29日(土)、30日(日)も休み) 端午節:5月28日(日)～30日(火)(27日(土)は通常通り) 中秋節、国慶節:10月1日(日)～8日(日)(9月30日(土)は通常通り)。 ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/01/content_5141603.htm
[政策] 【税】 ○「財政部、国家税務総局のサービス貿易革新発展試行地区の技術先進型サービス企業所得税優遇政策の拡大に関する通知」(財税[2016]122号、2016年11月10日発布、同年1月1日～2017年12月31日実施)	「中国サービス・アウトソーシングモデル都市」での企業所得税優遇政策を「サービス貿易革新発展試行地区」に拡大適用するもの。 ■優遇の対象企業は、コンピュータ・情報サービス、研究開発・技術サービス、文化技術サービス、中国医薬・医療サービスの4分野8種類のサービスに従事する技術先進型企業。 ■優遇の内容は、 ①15%の低減税率を適用 ②従業員教育経費支出の損金算入限度額を賃金総額の8%とし、かつ超過分は翌年度以降への繰り越し可。 ■「サービス貿易革新発展試行地区」は、天津、上海、海南、深圳、杭州、武漢、広州、成都、蘇州、威海(山東省)、ハルビン新区、江北新区(南京)、两江新区(重慶)、貴安新区(貴州省)、西咸新区(陝西省)の15地区。このうち、海南省、威海、ハルビン新区、貴安新区、西咸新区を除く10地区は、「中国サービス・アウトソーシングモデル都市」と重なる。 ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201612/t20161201_2471080.html
[規則] 【税】 ○「財政部、国家税務総局の企業レバレッジ比率低減租税支援政策	企業の債務を減少させるという政策に基づき、企業再編での税負担の軽減措置を徹底するよう地方財政局・税務局に指示した

の遂行に関する通知」(財税[2016] 125 号、2016 年 11 月 22 日発布・実施) ○「財政部、国家税務総局の超豪華小型自動車に対する消費税加算徴収の関係事項に関する通知」(財税[2016]129 号、2016 年 11 月 30 日発布、同年 12 月 1 日実施) ○「財政部、国家税務総局の小型自動車の輸入段階消費税の調整に関する通知」(財関税[2016]63 号、2016 年 11 月 30 日発布、同年 12 月 1 日施行)	もの。 ■税負担の軽減措置は、 ①持分・資産買収、合併、債務組み換えなどでの条件に適合する企業への企業所得税の繰り延べ ②非貨幣資産での投資による所得に対する 5 年以内の期間での企業所得税の均等納税 ③清算時の清算所得からの清算費用、従業員の賃金、社会保険料、法定経済補償金の控除 ④合併、分割、売却、組み換えでの固定資産とそれに関係する債権・債務及び労働力を一括譲渡する場合の増値税の不徴収 などで、いずれも規定がある。 ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201612/t20161205_2472740.html 「超豪華小型自動車」の販売者に対する消費税増税。小売価格 130 万元以上の乗用車と中・軽型商用客車の販売時に、国内での生産段階または輸入の場合の輸入段階での消費税(税率 1～40%)に小売段階での消費税(税率 10%)を加算して徴収するもの。 ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201611/t20161130_2469890.html 税関に対して上記の内容を通知したもの。「超豪華小型自動車」の輸入段階での消費税率が車種別に細かく表示されている。 ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201611/t20161130_2470319.html
---	--

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
 国際本部 海外アドバイザリー事業部
 池上隆介

～アンケート実施中～
 (回答時間:10 秒。回答期限:2017 年 1 月 14 日)
<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZII6Qe>